

出張施術業務休止（廃止、再開）届

事 案	出張施術を休止・廃止・再開した場合		
根拠法令	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の3		
提出期限	休止、廃止及び再開後すみやかに	様式	第5号
添付書類	なし		

届出書記載要領

「施術者」欄	・ 開設者個人の住所、氏名及び電話番号を記載する
業務の種類	・ 該当する業務名に印（ <input checked="" type="checkbox"/> ）をつける
休止期間	・ 休止はおよそ1年以内で再開することが可能な場合のみ
廃止又は再開の年月日	・ 廃止等後すみやかに届出すること
休止、廃止又は再開の理由	・ 廃止等の理由を具体的に記載する